



県 章

滋賀県公報

平成 27 年（2015 年）
3 月 13 日
号 外 （ 4 ）
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 3月13日

滋賀県監査委員	西	村	久	子
〃	平	居	新	司
〃	山	田		実
〃	谷	口	日	出
			夫	

第 1 監査のテーマ

危機管理について

第 2 監査の趣旨・目的

多数の尊い命が失われた阪神淡路大震災や東日本大震災を経て、災害対策基本法の改正が重ねられ、国、地方公共団体においては危機管理に関する体制整備が進められている。

また、地球温暖化の影響から、スーパー台風や過去に前例のない局地的な集中豪雨が発生しており、これはこれまでの自然災害の固定概念を覆すもので、本県においても平成25年の台風18号は記憶に新しいところである。

さらに、鳥インフルエンザ等の伝染病の発生や情報ネットワークへの攻撃など自然災害以外の脅威も課題となっている。

行政部門においては、不祥事の防止はもちろんのこと、高度経済成長期に大量に整備を行った公共施設の老朽化問題といった危機も顕在化してきている。

このような多種多様な危機に備えるためには、未然防止や被害を最小限に留めるための各種の対策とともに、いざという時に組織全体で迅速かつ効果的に行う危機管理が重要である。

そこで、未然防止と発生時の危機対応に重点を置き監査を実施することにより、今後の本県行政における危機管理に資することを目的とする。

第 3 監査対象機関

平成25年度は、知事直轄組織（防災危機管理局を除く）、総合政策部、総務部、琵琶湖環境部、健康福祉部、商工観光労働部およびこれらの関係地方機関を対象に、85機関が想定している危機およびその危機管理状況について事前調査を実施し、その結果を踏まえ、概ね2割にあたる19機関を抽出し監査を行い、報告書にまとめたところである。

平成26年度は、未実施の農政水産部、土木交通部およびこれらの関係地方機関ならびに企業庁を対象に、37機関に対して事前調査を実施し、その結果を踏まえ、概ね3割にあたる12機関を抽出し監査を実施した。

第 4 監査の着眼点

本監査では、『危機』を「地域社会や県民生活に対して、また円滑な県政運営に重大な損害や支障が生じる、

または生じるおそれのある事象」と定義し、その『危機』の管理状況について、特に以下の6点を着眼点に置き監査した。

- (1) 危機事象の適切かつ十分な想定について
- (2) 危機事象の未然防止について
- (3) 危機管理体制（人的・物的）整備について
- (4) 県民への広報・情報提供について
- (5) 危機管理の能力の向上および意識の高揚について
- (6) 業務継続計画について

第5 監査執行年月日

平成26年12月16日、22日、25日

第6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関が想定している危機およびその危機管理状況について、提出された監査調査書により事務局調査員が予備調査を実施し、その結果を踏まえて委員監査を実施した。委員監査は関係職員との対面により実施した。

なお、今回の監査は、あくまで各対象機関が想定している危機について監査を実施したものであり、対象機関の事務事業すべてに関する危機管理状況を包括的に監査したものではない。

第7 監査の結果および意見

1 想定危機一覧

対象機関	危 機 事 象 名	
農政課	ア	災害による被害箇所、面積および被害額の誤った公表
	イ	部内において業者からの不当な要求による予定価格等が漏えい
	ウ	農協で横領等の不祥事の発生による農協の社会的信用の低下
農業経営課	ア	農薬の誤使用や飛散などにより、県産農産物から食品衛生法の残留基準値を超えた農薬の検出
	イ	滋賀県産米から食品衛生法の基準値を超えたカドミウムの検出
	ウ	台風などの気象災害による農作物の収量や品質の低下、生産施設の損壊が発生
	エ	農地中間管理事業において、「農用地利用配分計画」を農地中間管理機構の申請に基づき県が認可した後、利害関係者から取消しを求められる事案の発生
畜産課	ア	8万羽の家きん飼養農家における鳥インフルエンザの発生
	イ	飼養規模150頭の和牛肥育農家における口蹄疫の発生
水産課	ア	カワウの捕獲作業による観光客等の被弾や、撃たれ落下するカワウの衝突事故が発生
	イ	漁業取締船の船舶事故による負傷者や油漏れの発生
	ウ	醒井養鱒場において、地震、風水害等の自然災害や火災等の事故により、人命への影響、施設の損傷および魚類生産への支障が生じる事案の発生
	エ	琵琶湖等に生息する魚類に未知の病気が持ち込まれ、一気にまん延して大量斃死する事案の発生
	オ	漁船や観光船に乗船して行う体験学習会において、参加者が船から転落したり、負傷したりする事案の発生
道路課	カ	琵琶湖上で行う工事現場において、不注意による船からの転落や積荷の落下等による負傷、死亡事故が発生
	ア	地震が発生し、落橋や横断歩道橋の倒壊、道路法面の崩壊による県管理道路の途絶
	イ	豪雨により、道路法面の崩落や落石による事故などの交通障害等が発生

対象機関	危 機 事 象 名	
道路課	ウ	道路構造物等の老朽化による交通事故の発生
	エ	異常降雪による交通混乱等の発生
	オ	入札の中止や落札決定の取消しによる県の信頼の失墜
住宅課	ア	大規模地震により県営住宅に被害が発生
	イ	県営住宅の住戸内において火災が発生
	ウ	指定管理者による個人情報の漏えい事案が発生
	エ	「滋賀県公営住宅管理システム」でシステム障害が発生
	オ	パソコンの不具合等により、宅建システムにアクセスできない事案の発生
流域政策局	ア	豪雨により県管理河川が洪水はん濫し、周辺地域への浸水被害を引き起こす事案の発生
	イ	「土木防災情報システム」の障害により、初期情報が市町に速やかに伝達できず、住民への避難指示等が遅れ、人的被害が発生
	ウ	琵琶湖の水位が、琵琶湖総合開発により設定された利用定水位（マイナス1.5m）より低下し、県民の生活や社会経済活動に影響を及ぼす事案の発生
	エ	河川区域への不法投棄による流下阻害や環境汚染等の発生
	オ	異常降雨等によるダムの洪水調節計画規模を超える洪水や、ダム設備の動作不良により、洪水が調節できず下流域に洪水被害が発生
東近江農業農村振興事務所	ア	高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染・発症に伴う殺処分により養鶏農家に多大な損失が発生
	イ	口蹄疫の牛や豚への感染により、移動制限区域内畜産農家の経営に大きな影響を与える事案の発生
	ウ	地力診断室からの化学薬品の漏出や火災等の発生等により環境汚染や近隣住民への健康被害が発生、化学薬品や高圧ガスボンベの紛失、盗難が発生
	エ	大規模地震や台風等の豪雨による農地や農業用施設の損壊
	オ	設計・積算ミスによる入札の中止、入札関係図書の書類添付ミスによる情報の漏えい、設計書や予定価格書などの管理不備による予定価格の漏えい
	カ	農業水利施設の老朽化による突発事故が発生
	キ	大規模地震によりダム関連施設が損傷して放流操作が不能となり、灌漑や水力発電のための水が供給できなくなる事案が発生
	ク	ダム放流に伴う河川増水により人や機材等が流出する事案や、出水情報の伝達不備により住民の避難等が遅れる事案の発生
家畜保健衛生所	ア	県内の養鶏農家で高病原性鳥インフルエンザが発生
	イ	県内の牛飼養農家で口蹄疫が発生
	ウ	動物用焼却炉煙突から黒煙等噴出、貯蔵タンクから灯油等の漏えい、薬品庫から劇毒物の漏えい等、環境リスクを伴う緊急事態の発生

対象機関	危 機 事 象 名	
南部土木事務所	ア	集中豪雨や台風の大雨により、河川の氾濫や増水、土砂災害、冠水による幹線道路等の遮断、暴風による事故が発生
	イ	内陸活断層による地震や南海トラフ地震の発生により、人命、社会資本等、県土に大きな被害が発生
	ウ	湖上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、毒物劇物事故、大規模火災、林野火災の発生
	エ	原子力発電所の事故により、放射性物質が大気中に漏れる事案の発生
	オ	鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生
	カ	新型インフルエンザが発生し大流行となる事案の発生
	キ	弾道ミサイル攻撃や航空攻撃、NBC 攻撃等の武力攻撃、原子力事業所の破壊や放射能、炭疽菌、サリン等の大量散布などの緊急処理事態の発生
	ク	老朽化による橋の崩落、道路照明灯・道路情報板の転倒・落下、法面の崩壊、擁壁の転倒が発生
	ケ	落下物や物損事故等による道路構造物の異常や舗装の劣化に起因する事故の発生
	コ	入札公告前の案件の内容や入札前の設計金額等の漏えい
	サ	積算誤りや入札執行時の電子入札システムの操作誤りなどによる落札決定の取消し事案の発生
	シ	用地交渉時の相手方との対応において、説明不足や説明の誤りにより、相手方に金銭的な損害を与える事案の発生
	ス	印鑑証明や住民票、戸籍謄本、相続関係図等、個人情報資料の紛失
	セ	工事現場内の工事看板やバリケードなどの仮設物の飛散等により、通行者が負傷する事案の発生
ソ	用地買収により道路脇の水路に沿って設置されていた塀が取り除かれ、道路が広がったとの錯覚による水路への転落や敷地内での事故の発生	
タ	改良工事中の仮設走行車線の路面段差により交通事故が発生	
長浜土木事務所	ア	大規模地震が発生し、管内各地で重要公共土木施設の損壊や、建物等の被害、火災の発生、道路交通網の寸断、ライフライン施設の破損等により、人命・財産に甚大な被害が発生
	イ	大型台風や想定を超える豪雨、洪水により、管理河川の溢水や破堤による浸水被害、土石流、急傾斜地崩壊が起こり、人命・財産に甚大な被害が発生
	ウ	隣接する福井県に所在する原子力発電施設、または県内における核燃料物質等輸送中の事故により、緊急事態が発生
	エ	管内で、湖上災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模火災、林野火災の発生

対象機関	危 機 事 象 名	
長 浜 土 木 事 務 所	オ	武力攻撃や大規模テロによる県民の生命や財産に重大な危機事案の発生
	カ	ほとんどの人が免疫を持たない新型インフルエンザが発生し、感染が拡大
	キ	管内（もしくは県内、近隣府県、国内）の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生
	ク	道路区域、河川区域内への不法投棄が更なる不法投棄を誘発し、地域の生活環境の悪化を招く事案の発生
	ケ	豪雪や雪崩などの凍雪害による交通マヒやライフラインの寸断により、集落の孤立化や、地域の生活の混乱、経済活動の停止等の障害が発生
	コ	工事施工に伴う濁水の流出による広域的かつ甚大な環境および漁業被害の発生
企 業 庁	ア	地震による浄水場の被災や管路の脱管等で給水継続が困難となる事案の発生
	イ	管路の老朽化を原因とする漏水により、給水停止となる事案の発生
	ウ	油の流入等により水質異常となり、給水が継続できなくなる事案の発生
	エ	新型インフルエンザ等の発生、流行により事務事業の継続が困難になる事案の発生
	オ	大規模地震による水道用薬品タンクや検査用薬品容器破損、水道用薬品や自家発電用燃料受入時の漏液、計装設備故障等による汚泥水の屋外流出等により、周辺地域への環境汚染が発生
	カ	不法侵入者による浄水場や調整池、ポンプ場の運転妨害や、水質に悪影響を与える行為を受ける事案の発生
	キ	水源汚染、水質基準超過等、水道用水の供給中（水源から蛇口までのすべての過程）において、水質に係る事故が発生
	ク	財務会計システムの障害による会計関連業務の停止、機器の故障や誤作動等によるデータ喪失、誤操作やデータの不適正な管理による保護データの漏えい
ケ	手続の不備や積算誤りによる入札の中止や落札決定の取消し事案の発生	

2 機関ごとの意見

(1) 農政課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 農水産業関係災害調査

○危機事象

災害による被害箇所、面積および被害額を誤って公表する。

○危機管理の状況

- ・農業および水産業に係る災害の発生時、適切な災害対策を講じるための被害調査を行っている。
- ・調査および集計事務を的確かつ迅速に行うため、「滋賀県農水産業関係災害調査報告実施要領」を設け、県機関および市町等との役割分担や情報伝達に用いる報告様式や報告経路等を定めるとともに、関係職員による担当者会議において周知徹底を図っている。
- ・集計事務の確実性・迅速性の向上を目的として、随時、報告様式や報告経路等の見直しを行っている。

イ 事業名 不法行為、不当要求に関する調整および指導助言等

○危機事象

部内の職員が、業者からの不当な要求により、予定価格等を漏えいする。

○危機管理の状況

- ・不当要求行為から職員の身体や身分を守るとともに、行政の透明性や公平性を確保するため、不当要求行為者に対処する際の基本的な要領として「不当要求対策Q&A」を作成し、研修会等を通じて周知している。
- ・新たな類型の不当要求事例があれば、その都度「不当要求対策Q&A」の内容を更新し、見直しを行っている。

- ・研修会においては、不当要求対応のポイントの解説に併せ、実効性を持たせるための工夫としてロールプレイングによる実践的な演習を行っている。

ウ 事業名 農協等の指導助言等

○危機事象

農協で横領等の不祥事が発生し、農協の社会的信用低下を引き起こす。

○危機管理の状況

- ・農業協同組合法に基づき、農業協同組合（以下、農協という。）の組織、事業および経営の健全かつ適正な運営を確保するための監督事務として、県内の全農協の常例検査等を行っている。
- ・農協のコンプライアンス体制、内部牽制体制等の充実・強化について、中央会や各農協で研修されているが、県も常例検査等の中で指導助言を行っている。
- ・過去に不祥事が発生した農協に対しては、常例検査や定期報告のヒアリングの場で再発防止のための措置の徹底を指導している。

監査の意見

① 災害発生時の情報収集について

農政課は農政水産部の主管課として、農業、水産業に係る被災情報の収集にあたっており、市町や農業団体からの被害情報を各農業農村振興事務所や部内各課を介して収集、集約し、災害復旧に活かすとともに、防災危機管理局に報告する体制を敷いている。

この体制は一定機能しているが、農林水産省近畿農政局においても独自に管内の被害調査を実施していることから、情報精度を向上させるため近畿農政局との情報共有が望ましいと考えられるので検討されたい。

(2) 農業経営課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 農薬の安全使用指導等に関する事

○危機事象

農薬の誤使用や飛散などにより、県産農産物から食品衛生法の残留基準値を超えた農薬が検出された。

○危機管理の状況

- ・農作物から基準値を超過して残留農薬が検出されるなど、農薬にかかる農作物の安全性が危惧される事案の発生に備え、「農作物の残留農薬基準値超過等対応マニュアル」により、関係者間の情報伝達の体制や生産者等への指導などの対応について定めている。
- ・県機関の農薬担当者に「農作物の残留農薬基準値超過等対応マニュアル」を配布し、危機発生時の対応を周知している。
- ・未然防止のための取組として、チラシやホームページ等により農家への啓発を行うとともに、農薬販売者や直売所関係者などを対象に、農家への指導者を養成する農薬アドバイザーを育成する講習会を開催している。

イ 事業名 農産物のカドミウムリスク管理対策に関する事

○危機事象

滋賀県産米から、食品衛生法で設定されている基準値を超えたカドミウムが検出される。

○危機管理の状況

- ・安全な滋賀県産米の生産・流通を確保するため、農産物のカドミウムの吸収を抑制する生産方法や検査体制、万一の基準値超過時の対応方法を定めた「近江米のカドミウムリスク管理方針」を設けている。
- ・県、農協、流通関係者による滋賀県産農産物カドミウムリスク管理対策協議会を組織し、米の分析結果や吸収抑制対策の実施状況などの情報共有を図るとともに、「近江米のカドミウムリスク管理方針」を定めて対応している。
- ・各農業農村振興事務所による営農技術指導の一環として、直接、生産者指導を行うとともに、チラシや情報誌の広報による啓発を行っている。

ウ 事業名 農業気象災害における技術対策情報発信

○危機事象

台風などの気象災害により、農作物の収量や品質の低下、生産施設の損壊が発生した。

○危機管理の状況

- ・気象災害における農作物被害軽減を図るため、「農業気象災害対応マニュアル」により、農業気象災害に対する県機関の管理体制や、生産者等への技術情報の発信等について定めている。
- ・技術情報は FAX やホームページにより発信するほか、必要に応じ現場指導を行うこととしている。

エ 事業名 農地中間管理事業に関すること

○危機事象

農地中間管理事業において、「農用地利用配分計画」を農地中間管理機構の申請に基づき県が認可した後、利害関係者から取消しを求められる。

○危機管理の状況

- ・法令に基づき、農地中間管理機構は配分計画の決定方法などを予め「農地中間管理事業規程」に定めており、県において「農用地利用配分計画」を認可する際には、規定に基づき作成されているかを確認している。
- ・事業が公平公正に行われるよう、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」において、県機関、農地中間管理機構、市町、農業委員会、農協等関係機関・団体が密接な連携・協力を行うことを定めている。
- ・画一した制度運用がなされるよう、国から通知等による新たな情報を受けた際には説明会を設け、県機関、農地中間管理機構、関係市町の関係者への周知徹底を図っている。

監査の意見

農業経営課の事務事業については、農業関連法令等に基づき対応しているものであり、特別な危機管理対応が必要でないことから、今回の監査においては特に付すべき意見はなかった。

(3) 畜産課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの危機管理事案対応に関すること

○危機事象

8 万羽の家きん飼養農家で鳥インフルエンザが発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ防疫要領」により、発生の予防と早期の発見・通報、さらに迅速な初動対応によるまん延防止を基本方針としている。
- ・発生の予防対策として、家畜保健衛生所が各家きん飼養農場への検査、衛生指導を行っている。
- ・早期の発見・通報のため、農場関係者に対し死亡羽数の増加等が発生した際には、速やかに家畜保健衛生所に連絡するよう指導している。
- ・平常時より対策会議を設置し、県関係機関の情報共有を図っている。
- ・鳥インフルエンザが発生した場合、県庁に「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策本部（以下、「対策本部」という。）」、家畜保健衛生所に「現地防疫本部」、各地域に「地域高病原性鳥インフルエンザ対策本部（以下、「地域対策本部」という。）」を設置する。さらに、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、迅速な初動対応を行うため「高病原性鳥インフルエンザ防疫対応実務マニュアル」により、「対策本部」等を構成する機関毎の役割や時系列の作業スケジュールなどを定めるとともに、発生に備え、他部局職員の動員計画を作成している。
- ・農林水産省主催の全国高病原性鳥インフルエンザ机上防疫演習に参加し、課員の知識、技能の研鑽を図るとともに、家畜保健衛生所と協力して、県職員、市町職員、関係団体、農家等を対象とした地域防疫に係る担当者会議、家畜防疫作業従事者防護服着脱研修会、高病原性鳥インフルエンザ研修会および防疫演習等の研修会および防疫演習を開催している。
- ・関西広域連合、中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議等、家畜防疫に係る広域連携組織に参加し、他府県

との情報共有と資材や人員協力について検討している。

イ 事業名 口蹄疫の危機管理事案対応に関すること

○危機事象

飼養規模150頭の和牛肥育農家で口蹄疫が発生する。

○危機管理の状況

- ・農林水産省の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、発生の予防と早期の発見・通報、さらに迅速な初動対応によるまん延防止を基本方針としている。
- ・発生の予防対策として、家畜保健衛生所が各農場への検査、衛生指導を行っている。
- ・早期の発見・通報のため、農場関係者に対し、家畜に疑わしい症状が発生した際には速やかに家畜保健衛生所に連絡するよう指導している。
- ・県内もしくは近畿府県および隣接県で口蹄疫が発生した場合には、県庁に「滋賀県口蹄疫対策本部（以下、「対策本部」という。）」、家畜保健衛生所に「現地防疫対策本部」、各地域に「地域口蹄疫対策本部」を設置する。農林水産省の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、迅速な初動対応を行うため「口蹄疫防疫対応マニュアル」により、「対策本部」等を構成する機関毎の役割や時系列の作業スケジュールなどを定めるとともに、他部局職員の動員計画を作成している。
- ・農林水産省主催の全国口蹄疫机上防疫演習や他府県主催の研修会および防疫演習へ参加し、課員の知識、技能の研鑽を図るとともに家畜保健衛生所と協力して、県職員、市町職員、関係団体、農家等を対象とした地域防疫に係る担当者会議、家畜防疫机上研修会、口蹄疫防疫対策研修会および防疫演習等の研修会および防疫演習を開催している。
- ・危機発生を抑制するための取組として、関西広域連合、中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議等、家畜防疫に係る広域連携組織を構成し、協力体制を整備している。

監査の意見

① 家畜伝染病の発生に備えた体制の強化について

本件は、畜産課、東近江農業農村振興事務所および家畜保健衛生所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

② 畜産業の継続のための危機管理について

県ではブランド牛である近江牛の生産振興に取り組んでいるが、飼養農家は肥育する素牛のほとんどを他県から購入していることから、ひとたび購入先で口蹄疫等の家畜伝染病が発生し、素牛の供給が減少した際には入手が困難となり県畜産業の継続が危ぶまれる事態となる。

このため県では、生産者による繁殖牛舎の整備や高能力な繁殖雌牛の導入支援等を行っているところであり、引き続きこうした取組を進めるとともに、素牛導入に対するリスク分散に努められたい。

また、平成6年に近江しゃもを作出し、現在生産振興にあたっているが、種卵の生産は畜産技術振興センターのみで実施しており、万一、種鶏が鳥インフルエンザに感染した場合、種鶏の再導入から種卵の安定生産まで、生産規模の回復には約2年の歳月を要することが見込まれることから、将来に向けて事業が継続できるようリスクの分散化について検討されたい。

(4) 水産課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 銃器を使用したカワウ捕獲業務

○危機事象

カワウの捕獲作業により、観光客等が被弾したり、撃たれ落下するカワウの衝突事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・異常繁殖により水産被害を引き起こしているカワウの個体数を管理するため、竹生島と伊崎半島で銃器による駆除作業を実施している。
- ・事故を防止するため、駆除作業時には水産課職員2名以上が立会することとし、陸上担当、湖上担当に分かれての、参道の封鎖やパトロール、半矢のカワウの処理、遊漁船の接近防止等、立会時の作業を「カワウ駆除水産課職員立会いマニュアル」で定めている。
- ・カワウ捕獲作業は、びわ湖フローティングスクールや観光船運航会社等との事前調整を行い、日時を決

定している。

イ 事業名 漁業取締船の運航管理

○危機事象

漁業取締船の船舶事故の発生により、負傷者や油漏れが発生する。

○危機管理の状況

- ・水産課では漁業取締船「あらわし」を保有しており、漁業法や滋賀県漁業調整規則に関する取締りを行っている。
- ・保守点検の適正な実施、航法等の遵守による船舶事故の予防、事故発生時の措置等を定めた「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」を遵守するとともに、乗船する職員には、「琵琶湖の水上安全教則」等により危機管理能力および意識の向上を図っている。
- ・運航に際しては、安全確認に注意を払うため3名以上の乗員を基本としている。
- ・万一、事故が発生した際には「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」第10条の規定に基づき、負傷者の救護等必要な措置を講じる。

ウ 事業名 滋賀県醒井養鱒場施設の維持管理

○危機事象

地震、風水害等の自然災害、火災等の事故により、人命への影響、施設の損傷および魚類生産への支障が生じる。

○危機管理の状況

- ・醒井養鱒場の管理については指定管理者制度を導入しており、指定管理者が行う業務内容を定めた「滋賀県醒井養鱒場に関する管理業務仕様書」により、消防法に定められた防火管理者の配置や、各種設備の点検や適時の修繕、災害等緊急時の来場者の避難、誘導を行うことを規定している。
- ・来場者の安全対策として、危険箇所、進入禁止箇所への防止柵や案内板を設置しているほか、指定管理者による場内巡視を行っている。

エ 事業名 琵琶湖産魚介類の安全・安心に関する業務

○危機事象

琵琶湖等に生息する魚類に未知の病気が持ち込まれ、一気にまん延して大量斃死した。

○危機管理の状況

- ・琵琶湖では、平成16年に「コイヘルペスウイルス病」によるコイの大量死が発生している。
- ・「コイヘルペスウイルス病」の未発生水域へのまん延を防止するため、「漁業法」に基づき、琵琶湖で採捕したコイの持ち出し放流を禁止するとともに、琵琶湖等に放流するコイに対して病原体を保有していないことの事前確認を義務付けており、ホームページ、文書等で県民・関係者に周知している。
- ・「コイヘルペスウイルス病」以外の魚病への対策として、新たに侵入した病気について発生状況のモニタリング調査を実施するとともに、国の機関が実施する魚病診断等の研修に職員を派遣し情報収集を行っている。

オ 事業名 水草と魚学習

○危機事象

漁船や観光船に乗船して行う体験学習会において、参加者が船から転落したり、負傷したりする。

○危機管理の状況

- ・「夏休み親子・水草と魚学習会」や「放流体験学習会」における船舶からの転落事故等への対策として、これら体験学習会への参加は保護者同伴を条件とし、参加者への救命胴衣の着用の徹底、ならびに船の危険性についての説明を行うとともに、要所に職員を配置し、未然防止に努めている。
- ・放流体験学習会では大型船を使用していることから参加者がワタカを放流する際、身を乗り出して転落することがないように、滑り台型の放流装置を整備している。

カ 事業名 湖上で行う工事現場の環境整備

○危機事象

琵琶湖上で行う工事現場において、不注意による船からの転落や、積荷の落下等により、負傷、死亡事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・請負工事は、受注者の責任施工がなされることから、施工前に施工業者から提出される「施工計画書」の中で、湖上・水中作業での安全管理項目を設定して、安全管理に必要な対策が講じられているか確認している。
- ・施工業者に対し、作業員への研修の実施や健康状態のチェック、救命胴衣の配備、熱中症対策や強風時の作業中止などの事項について指導を行っている。

監査の意見

① 醒井養鱒場の危機管理について

醒井養鱒場は、河川におけるマス類の資源維持を図るためピワマス等の種卵種苗の生産と研究や、養殖技術や放流技術等の普及指導を行うとともに、場内に各種釣り場を設けるなど観光集客施設としても活用されている。

鱒養殖に適した醒井溪谷のふところに整備されており、自然景観に恵まれた立地であるが、豪雨時には土砂災害等に特に警戒すべき施設である。

現在、施設の管理運営は指定管理者により行われているが、災害発生時における来場者の避難誘導や種卵種苗の保護等が的確に対応できるよう、県と指定管理者との役割を明確にするとともに、互いに連携を密にして、被害の未然防止や減災対策に努められたい。

② 水産業の継続のための危機管理について

ピワマスは琵琶湖固有の魚であり、近年、養殖技術、更に三倍体の生産技術が確立したことにより、県の水産振興の目玉として期待されている。

現在、ピワマスの種卵種苗は醒井養鱒場のみで実施されているため、万一、養鱒場が土砂災害などで被災し、ピワマスの種卵種苗事業に多大の損害が生ずることになれば関連養殖漁業の存続が困難となる。

ピワマスの三倍体というブランドを保持しながらも、リスクを分散する観点から他の施設でも種卵や種苗の生産や親魚の維持を行うことができないか検討を進められたい。

(5) 道路課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 県管理道路の維持管理（橋梁の耐震対策）に関すること

○危機事象

地震が発生し、落橋や横断歩道橋の倒壊、道路法面の崩壊などにより、県管理道路が途絶する。

○危機管理の状況

- ・震災発生時の緊急輸送を確保するため「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」で緊急輸送道路を定め、大規模地震の発生に備え、経路上の橋梁の耐震性能の評価を行い、甚大な損傷を受ける可能性のあるものを対象に耐震補強対策を進めており、平成26年度末の完了を予定している。
- ・危機発生時には、「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」に基づき対応するが、時間外に震災が発生した場合、職員の参集自体が困難となることが想定されることから、「土木交通部等の勤務時間外における大規模地震発生時の初動活動体制計画」により、技術職員に居住地周辺の道路区間や橋等を割当て、震度5弱以上の地震が発生した際には自宅発で割当て区間を巡視し通行の可否等を連絡するよう定めている。
- ・跨線橋等については、震度4の地震の場合にも土木事務所職員による巡視を行い、報告を受ける体制を設けている。
- ・土木交通部では、有事に確実な対応が取れるよう、毎年、「滋賀県総合防災訓練」の実施日に大規模地震を想定した巡視および情報伝達の訓練を実施している。

イ 事業名 県管理道路の維持管理（風水害・雪害）に関すること

○危機事象

豪雨により、道路法面の崩落や落石による事故などの交通障害等が発生した。

○危機管理の状況

- ・平成 8 年度から道路防災点検により道路法面の風化の状況等を定期調査しており、危険性の高い箇所から順次、道路災害防除事業等による対策工事を実施している。
- ・未対策箇所については、注意喚起の警戒標識や道路情報板を設置し、通行者への注意喚起を行うとともに、山あいの危険箇所が連続する区間については、基準雨量を設け超過した際には事前通行規制（通行止）を行うこととしている。
- ・一般県民に向けての周知、啓発のため、ホームページに道路災害防除事業や大雨による事前通行規制箇所等について紹介するとともに、事前通行規制を行う際には県防災ポータルサイトを用いて広報している。
- ・万一、大規模な道路法面の崩壊や落石等が発生した場合、道路災害対策本部を設置し対策にあたる。

ウ 事業名 県管理道路の維持管理（老朽化対策）に関すること

○危機事象

道路構造物等の老朽化による交通事故が発生した。

○危機管理の状況

- ・危機発生の未然防止のため、道路パトロールによる目視および各種点検により道路施設の状況を把握し、適期の補修、修繕や更新に努めている。
- ・特に重要構造物である橋梁については、定期点検の結果を基に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、順次、修繕工事を行っており、トンネルについても点検を行い、覆孔コンクリートの崩落対策等を実施している。
- ・平成 25 年の道路法改正により、これまで不定期の点検、補修としていた門型標識や横断歩道橋などの施設についても定期点検が義務付けられたことから、近接目視による点検を実施している。
- ・費用的に大きなウエイトを占める舗装補修については、従前は目視のみで工事箇所を選定していたが、健全性を客観指標として評価する路面性状調査を取り入れ、効率的、経済的な補修対策に努めている。
- ・大規模な事故に至ったものではないが、近年、橋脚からのコンクリート片落下や道路案内標識板の脱落が発生しており、県民等への情報提供のため報道への資料提供を行っている。

エ 事業名 雪寒対策に関すること

○危機事象

異常降雪により交通混乱等が発生する。

○危機管理の状況

- ・「道路除雪計画」により、平時の除雪体制や対象路線、情報連絡、さらに危機発生時の道路雪害対策本部の設置や連絡体制等を定め、迅速かつ効率的な除雪対応により危機が発生しないよう努めている。
- ・機械操作に熟練を要することなどから、除雪作業は業者委託としており、各土木事務所の雪寒体制の中で、業者への作業指示を行っている。
- ・積雪センサーや凍結センサー監視カメラ等の「雪情報システム」を整備しており、作業指示に役立てるとともに、ホームページで公開することにより、県民、道路利用者への広報、啓発を実施している。
- ・毎年、12 月から 3 月の雪寒期間に入る前に、雪寒担当者会議により各土木事務所担当者との情報共有を図っている。

オ 事業名 入札契約事務に関すること

○危機事象

入札の中止や落札決定の取消しにより県の信頼が失墜する。

○危機管理の状況

- ・未然防止のため、公告資料等の入札関係書類は複数人によるチェックを行うこととしている。
- ・課内での会議の中で、個々の担当者が気付いた注意点を話し合うことにより、担当者の危機意識の高揚と、ミスをなくすための情報共有を図っている。
- ・入札事務は処理期間に限られるため、業務の輻輳等により、チェックを失念することがないように、入札案件ごとの作業の進捗状況を共有データとして管理し、担当者相互で進行管理をしている。

監査の意見

① 道路管理者間の情報共有について

大規模な水害や震災等が発生した際、道路は緊急車両の移動や支援物資の輸送など平時にはない重要な役割を担う。

連続したネットワークが確保され、初めて機能する施設であるため、通行の制限となる道路施設の被災等については、速やかな情報収集と利用者への情報提供を行う必要がある。

特に、本県は、隣接府県を結びかつ県土の骨格を成す直轄国道や高速道路が走っており、これらに関する情報は特に重要であるが、平成25年の台風18号の際、国道1号の崩土による通行止の情報がうまく伝達されなかったと聞いている。

今後の災害発生に備え、直轄国道を管理する国や高速道路を管理する各高速道路株式会社との連携を一層図り情報収集を的確に行うよう努められたい。

② 職員の危機管理能力の養成と危機発生時の対応について

本件は、道路課、南部土木事務所および長浜土木事務所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

(6) 住宅課

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 県営住宅の管理

○危機事象

大規模地震が発生し、県営住宅の建物に被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・大規模地震発生時の県営住宅入居者の人的被害の防止、軽減や、初動時の安全の確保を図ることを目的に「県営住宅の大規模地震発生初動対応マニュアル」を定めている。
- ・耐震診断を行い、耐震性の低い建物について耐震改修を行っている。
- ・指定管理者から入居者に対して「県営住宅 入居者のしおり」により、地震時の備え等、地震防災について啓発している。
- ・大規模地震が発生した場合、被災状況調査を行う人員配置を定めている。
- ・入居者の安否確認、避難所への誘導状況について、住宅管理人から指定管理者へ連絡がされ、指定管理者から県に連絡するよう定めている。

イ 事業名 県営住宅の管理

○危機事象

県営住宅の住戸内において火災が発生する。

○危機管理の状況

- ・火災発生を未然防止し、災害発生時などの県営住宅入居者の人的被害を軽減し、生命の安全を確保することを目的に「防火・防災に関する取扱要領」を定めている。
- ・指定管理者の職員の中から、防火管理者を定め、消防訓練を実施している。
- ・指定管理者から入居者に対して「県営住宅 入居者のしおり」により、火災予防、防火管理について周知、啓発している。
- ・緊急連絡について、住宅管理人、指定管理者、県担当者の連絡網を定めている。

ウ 事業名 県営住宅の管理

○危機事象

指定管理者による個人情報の漏えい事象が発生する。

○危機管理の状況

- ・指定管理者は「個人情報保護の手引き」を作成し、個人情報の取得・入力や利用・保管、移送・送信、消去・廃棄などについて職員に対し周知するとともに、個人情報保護教育の内部研修および外部研修を実施している。
- ・指定管理者は、外来者と内部の事務スペースを間仕切り等で区分けする等、個人情報保護のハード対策を講じている。

エ 事業名 県営住宅の管理

○危機事象

「滋賀県公営住宅管理システム」でコンピュータのシステム障害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「システム管理に関する要領」により、「滋賀県公営住宅管理システム」の運用および管理に関する必要な事項を定めている。
- ・バックアップサーバーによるデータの 2 重化により、障害に備えている。
- ・ウイルス対策プログラムを常時稼働し、ウイルスの侵入があった際に検知できる対策を講じている。
- ・システム障害や情報セキュリティに係る事故に備え、システム受託会社と即時に連絡できる体制をとっている。

オ 事業名 宅地建物取引業法に係る許認可事務

○危機事象

パソコン等の不具合により、宅建システムにアクセスできなくなる事案が発生する。

○危機管理の状況

- ・パソコン等の不具合によりアクセスできなくなった場合は、申請時等に事業者から提出された資料から情報を得ている。
- ・円滑に事務処理が行えるよう最新の事業者の登録情報を紙ベースで保管することを検討している。

監査の意見

① 県営住宅の防災訓練実施および個人情報漏えい防止の徹底について

県営住宅の管理については、指定管理者制度を導入し、民間企業がその業務を行っている。

指定管理の内容は、入居者の募集、家賃等の収納、施設の維持および修繕などの業務に加え、大規模地震や火災など災害対応のための防災訓練や消防訓練の実施があるが、履行がなされていない団地があったことから、指定管理者からの報告を義務化するなどの措置を講じ、確実な履行がなされるよう指導された。

また、業務の性質上、指定管理者は居住者の個人情報を日々扱うこととなり、法令に基づき個人情報の扱いがなされることは無論であるが、県は県営住宅の設置者として指定管理者の漏えい防止の取組を把握するべきであり、定期的なチェック報告を義務化するなどの対策を講じることが望まれる。

② 県営住宅の非常時の対応と責任について

災害から住民の生命、身体および財産を守ることにについては、市町が一義的な責務を有しており、県営住宅の居住者に対しても同様である。

一方、県は県営住宅の設置者であり、住宅施設や設備などの耐震対策や速やかな復旧についての責任は明確であるものの、災害時における入居者への対応や責任については、市町、県、指定管理者の間において必ずしも明確ではない。

については、居住者が高齢化していく中、福祉施策の観点も含め基礎自治体である市町、県営住宅の設置者としての県、さらに指定管理者との間における災害時の対応と責任を明確化しておく必要がある。

(7) 流域政策局

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 水防業務

○危機事象

豪雨により県管理河川が洪水はん濫し、周辺地域への浸水被害を引き起こした。

○危機管理の状況

- ・洪水警戒、防衛、被害軽減のため、所管施設の監視、予報、警戒、通信連絡、市町および消防機関による水防活動ならびに水防資機材等について、「滋賀県水防計画」により定めている。
- ・土木防災情報システムの体験説明会、水防研修、水防訓練および災害復旧研修などを実施している。
- ・避難行動支援のため、観測局の増設や河川防災カメラの整備を行っている。
- ・気象予警報発令時の非常配備体制を整備している。
- ・「土木防災情報システム」により、自動ネット配信やしらせる滋賀情報サービスによる通報、報道機関

への自動伝達等を行っている。

イ 事業名 河川情報（土木防災情報）システム運用整備

○危機事象

「土木防災情報システム」の障害により、初期情報が市町に速やかに伝達できず、住民への避難指示等が遅れ、人的被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・システム障害時の手動対応として、過去に実施していた電話、FAX 等による情報伝達手段を併用した作業手順を定めている。
- ・洪水予報等を伝達する「土木防災情報システム」の説明会を流域政策局職員向け、市町や土木事務所職員向けにそれぞれ実施している。
- ・「土木防災情報システム」は、インターネットシステムと関係機関用イントラシステムを分離し、インターネットシステムでは、携帯電話用、スマートフォン用、パソコン用の三種類のメディアへの情報提供を行っている。
- ・重要な水位観測所には自動観測装置に障害が起こった際の代替対応のため河川カメラを整備している。

ウ 事業名 琵琶湖の渇水対策に関すること

○危機事象

琵琶湖の水位が、琵琶湖総合開発により設定された利用定水位（マイナス1.5m）より低下し、県民の生活や社会経済活動の正常な機能維持に影響を及ぼす。

○危機管理の状況

- ・琵琶湖の水位がマイナス65cmに達し、なお水位が低下するおそれのある時は「滋賀県水位低下連絡調整会議」の設置、また、マイナス75cmに達し、なお水位が低下するおそれのある時は「滋賀県渇水対策本部」の設置を定めている。
- ・関係機関と連絡調整を行いながら、状況把握と対策のとりまとめを行うとともに、国等に対し上下流府県間の調整を働きかける。

エ 事業名 河川における不法投棄対応

○危機事象

河川区域への不法投棄による流下阻害や環境汚染等が発生した。

○危機管理の状況

- ・「河川維持管理計画」を定め、廃棄物の不法投棄等違法行為を巡視・確認している。
- ・各土木事務所に、河川区域内へのゴミや土石などの不法投棄、無許可行為、危険箇所等の発見および報告を業務とする「河川管理パートナー」ならびに琵琶湖敷などでの不法占用行為についての巡視および不法行為者に対する指導等を行う「河川管理指導員」を配置している。
- ・鴨川木くず事案の発生を受け、「河川管理パートナー」および「河川管理指導員」は人目の届きにくい琵琶湖の湖辺や不法投棄の温床となりやすい箇所を重点的に巡視することとしている。
- ・「河川管理用通路等の鍵貸出要領」を定め、鍵の貸出しについて厳格化を図っている。
- ・関係職員に対し、常に最悪の事態を想定し、高い危機管理意識をもって河川管理にあたるよう周知徹底を図っている。

オ 事業名 ダム管理事業

○危機事象

異常降雨等によるダムの洪水調節計画規模を超える洪水や、ダム設備の動作不良の発生により、洪水が調節できず下流域に洪水被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・洪水被害の軽減、河川環境の保全等の役割を果たすダム操作が適正に行われるように、ダムごとに河川計画に基づいた操作規則および細則等を定めている。
- ・ダム管理職員のほか、ダム水防担当職員も併せて、毎年出水期前に洪水対応演習を実施している。
- ・異常時等、いち早くダム関係職員を招集するため、自動電話通報装置を設置している。

- ・「土木防災情報システム」等において河川の一部としてダム貯水池の流入量、放流量、貯水位等の情報を提供している。
- ・危害防止のため、サイレンなどによる警告を行っている。また、警報車を各ダムに配備し、水位の増加時刻、増加量等を周知している。

監査の意見

① 河川災害を防止・低減するための設備や体制の整備について

本件は、流域政策局、南部土木事務所および長浜土木事務所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

② 不法投棄の対策について

不法投棄事案としては、平成 25 年に発生した鴨川の河川敷周辺における放射性物質に汚染された木くずの不法投棄事件が、記憶に新しいところである。

この事件を契機に、各地方機関相互の連携不足が明らかとなり、対策として地方機関の間での連携・情報共有のための地域調整監が新設され、各土木事務所長に兼務発令されている。

今年度の定期監査意見にも記したとおり、各部局が個別に実施しているパトロール等についても不法投棄対策に役立てるべきであり、地域調整監による関係地方機関の連携が十分に行われるよう、本庁各課で調整に努められたい。

(8) 東近江農業農村振興事務所

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 家畜防疫対策（高病原性鳥インフルエンザ防疫対応）に関すること

○危機事象

高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染・発症に伴う殺処分により、養鶏農家に多大な損失が発生する。

○危機管理の状況

- ・専門機関である家畜保健衛生所が実施している各家きん飼養農場の巡回検査に、当所の家畜防疫員が立会い、家きん飼養農場ごとの状況の把握に努めている。
- ・鳥インフルエンザの発生に備え、全庁で定めた「高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」に加え、家きん飼養農場ごとに施設の見取図や消毒ポイント、埋却候補地などの情報や所員の対応方法等をまとめた東近江地域の「現地対策マニュアル」等の整備を進めている。
- ・平時から東近江地域高病原性鳥インフルエンザ対策会議により、管内所属間の情報共有を図っている。
- ・万一、県内で鳥インフルエンザが発生した際には、管内地方機関とともに「東近江地域高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を立ち上げ、「対策本部」や「現地防疫本部」との連絡調整を行うとともに、管内で発生した場合には、周辺住民への説明会の開催、作業支援として、発生地への輸送手配、家きん飼養農場内でのトイレや休憩場所の設営運営、飲食物の調達、さらに消毒ポイントの設置運営を行う。
- ・畜産課が開催する県域の高病原性鳥インフルエンザ防疫演習に参加し、担当職員の知識、技能の習熟を図るとともに、東近江地域管内地方機関の職員に対し、情報共有・訓練のため、防疫作業従事者研修会を開催している。

イ 事業名 家畜防疫対策（口蹄疫対応）に関すること

○危機事象

口蹄疫の牛や豚などへの感染により、移動制限区域内畜産農家の経営に大きな影響を与える。

○危機管理の状況

- ・平時から管内所属長が会する調整会議により、管内所属間の情報共有を図っている。
- ・県内もしくは近畿府県および隣接県で口蹄疫が発生した際には、管内地方機関とともに「東近江地域口蹄疫対策本部」を立ち上げ、「対策本部」および「現地防疫対策本部」との連絡調整を行うとともに、管内で発生した際には、周辺住民への説明会の開催、作業支援として、発生地への輸送手配、農場内でのトイレや休憩場所の設営運営、飲食物の調達、さらに消毒ポイントの設置運営を行う。
- ・畜産課が主催する職員を対象とした家畜防疫机上研修会、地域防疫に係る担当者会議、口蹄疫防疫対策研修会および畜産農家等を対象とした飼養衛生管理研修会に参加し、知識、技能の習熟と情報共有に取

り組んでいる。

ウ 事業名 地力診断室の運営管理に関すること

○危機事象

地力診断室から、化学薬品の漏出等に伴う環境汚染や火災等の発生により、近隣住民への健康被害が発生する。化学薬品や高圧ガスボンベの紛失、盗難被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・化学薬品や廃液、高圧ガスボンベの取扱い等を定めた「環境管理マニュアル」および万一の事故発生時の措置や通報経路等を定めた「環境汚染事故対応マニュアル」を設けており、毎年、4月の所内会議で両マニュアルの内容を確認することにより、所員への周知、意識向上に努めている。
- ・化学薬品は鍵のかかる保管庫で保管するとともに、保管庫内の棚は地震などによる化学薬品等の転倒、落下を防止するため、柵付のものを使用している。

エ 事業名 団体営災害復旧事業に関すること

危機管理に係る連絡調整に関すること

○危機事象

大規模地震や台風等の豪雨により農地や農業用施設が損壊する。

○危機管理の状況

- ・農地や農業用施設が被災することにより、農業経営の安定に影響を及ぼすため、施設管理者である市町や土地改良区等に対し、防災、減災対策や災害復旧の指導、支援を実施している。
- ・特に、ため池については決壊により、下流の家屋や鉄道、道路等への被害が想定されるが、管内に約380箇所存在するため池の中には老朽化が課題となっているものも多いため、一斉点検を実施するとともに、老朽化したため池等の改修・補強などの保全対策や、ハザードマップや耐震性点検などのソフト対策のための事業支援を行っている。
- ・国営である蔵王ダム管理演習への参加や国、県主催の災害復旧事業研修会および防災気象に関する研修会の受講により、職員の危機管理能力の向上に努めている。
- ・滋賀県総合防災訓練開催に併せ、市町、土地改良区等と合同の防災訓練を実施している。
- ・ソフト対策として、位置、貯水量等の諸元、改修履歴等の情報を蓄積した「ため池防災データベース」を構築している。

オ 事業名 入札執行に関すること

○危機事象

設計・積算ミスによる入札の中止、入札関係図書の書類添付ミスによる情報の漏えい、設計書や予定価格書などの管理不備による予定価格の漏えいが発生する。

○危機管理の状況

- ・設計・積算ミスなどの人為的ミスに対しては、「起工時チェックシート」や「開札チェックリスト」による各段階におけるチェック体制の充実を図るとともに、建設工事等発注事務取扱説明会や滋賀県電子入札システム操作研修会、農業土木技術研修への参加により、入札制度や電子入札システムの運用に関する職員の知識、技能の習熟を図っている。
- ・予定価格等の漏えい防止策として、決裁を終えた設計図書と予定価格書は施錠して保管することとしている。
- ・服務規律研修への職員の派遣や、個人情報や情報セキュリティ対策についての職場研修の開催、「情報セキュリティ対策チェックシート」の活用により、職員教育を行っている。

カ 事業名 農業水利施設アセットマネジメントの推進に関すること

危機管理に係る連絡調整に関すること

○危機事象

農業水利施設の老朽化による突発事故が発生した。

○危機管理の状況

- ・危機的な事象には至っていないが、近年、農業水利施設の老朽化による事故が頻発している。

- ・「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」を策定し、農業施設の計画的・効率的な保全や更新を進めている。
- ・農業施設の管理者は県、土地改良区、市町と多岐にわたるため、技能の講習を兼ね、合同で機能診断を実施するとともに、地区アセットマネジメント技術検討会において、診断結果や「地区アセットマネジメント中長期計画」の検討を行うなど、情報共有および相互連携に努めている。
- ・滋賀県土地改良事業団体連合会内に設置されたアセットマネジメントセンターが主体となり開催されている施設の機能監視や、整備補修のための現地研修会等に職員を派遣し、技能および知識の習得を図っている。

キ 事業名 農業用水（発電）の安定供給、洪水時の安全管理

○危機事象

大規模地震によりダム関連施設が損傷し、灌漑や水力発電のための水が供給できなくなる。

○危機管理の状況

- ・ダム本体の安全性の確認として、平時の巡視のほか、国営ダムとして整備された経過から農林水産省により地震に対する機能診断調査が実施されている。
- ・放水のためのゲート等の機械設備や電気設備については、定期点検の中でボルトの欠落や漏電が無いかなど有事に備えた安全確認を行っている。
- ・地震発生時には、近傍に居住する職員が非常参集し、本体、各種設備の点検を行うこと等を「永源寺ダム地震災害対策初動マニュアル」により定めている。
- ・非常参集する職員には、毎年、地震を想定した実地訓練を実施している。

ク 事業名 ダム放流に伴う下流河川利用者等の安全に関すること

○危機事象

ダム放流に伴う河川増水により、人や機材等が流出する。大洪水に伴う出水情報の伝達不備により、住民の避難等が遅れる。

○危機管理の状況

- ・洪水時にダムからの放流を行う際には、1時間前までに市町や関係機関に通知を行うとともに、放流による増水に合わせパトロール車3台、沿川に設置した警報局16箇所によるサイレン・警報アナウンスを行っている。
- ・非常時の配置要員は、緊急時に速やかな参集が可能となるよう近傍に居住する他所属職員に兼務発令をして必要人員を確保している。
- ・配備要員の実務習熟のため、毎年4月1日に「永源寺ダム洪水放流警報体制・要領」の説明会を開催し、5月の中旬にはスピーカー等を用いた警報活動の実地演習を行っている。
- ・毎年、雪解けによりダム水位が上昇する3月には、愛知川沿川の居住者に対し新聞折り込みチラシにより注意喚起を行うとともに、関係市町、漁業組合等にもチラシを用いて啓発を行っている。
- ・県「土木防災情報システム」により、流入量や放流量、貯水位、降雨量などのダム情報を常時インターネットで公開している。
- ・洪水吐ゲート等の機械設備や電気設備については、毎年、放流時に備え、定期点検等を実施している。

監査の意見

① 家畜伝染病の発生に備えた体制の強化について

本件は、畜産課、東近江農業農村振興事務所および家畜保健衛生所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

(9) 家畜保健衛生所

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ）の発生予防およびまん延防止

○危機事象

県内の養鶏農家で高病原性鳥インフルエンザが発生する。

○危機管理の状況

- ・ 平時の業務として、家畜伝染病予防法に基づく立入検査を実施し、衛生管理区域の運営状況や、野鳥等の侵入を防ぐ防鳥ネット等の設備の設置状況等について、同法施行規則で定められた「飼養衛生管理基準(鶏その他家きん)」の遵守指導等により、家畜伝染病の発生防止に努めている。
- ・ 家きん飼養農場関係者に対し、死亡羽数の増加等を確認した際には、速やかに連絡するよう指導するとともに、県内 4 地域の家きん飼養農場で月 1 回のモニタリング調査を実施している。
- ・ 県内で高病原性鳥インフルエンザの発生を確認した際は、当所は「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」による「現地防疫本部」として、「対策本部」および「地域対策本部」との調整を図り、発生養鶏場での殺処分や消毒等の実施、および周辺養鶏場等での調査やまん延防止のための移動規制等、法に基づく防疫措置を主導する。
- ・ 地域対策会議や研修会等において、防疫に関する情報を共有化し、関係機関との連携協力により各地域における防疫措置支援体制の維持向上を図っている。
- ・ 所内で、初動対応演習、実務演習、検査対応実習を行うとともに、農林水産省等が行う研修や演習に参加し、職員の危機管理能力の向上を図っている。
- ・ 県内最大規模の養鶏場での発生を想定し、150人の動員者二交代分の防護服や消毒薬等の防疫資材を所内に備蓄している。

イ 事業名 家畜伝染病(口蹄疫)の発生予防およびまん延防止

○危機事象

県内の牛飼養農家で口蹄疫が発生する。

○危機管理の状況

- ・ 平時の業務として、家畜伝染病予防法に基づく立入検査を実施し、衛生管理区域の運営状況等について、同法施行規則で定められた「飼養衛生管理基準(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊)」等の遵守指導等により、家畜伝染病の発生防止に努めている。
- ・ 早期の発見・通報のため、農場関係者に対し家畜に疑わしい症状が発生した際には速やかに連絡するよう指導している。
- ・ 万一、県内で口蹄疫の発生を確認した際は、当所は「滋賀県口蹄疫対策本部設置要綱」による「現地防疫対策本部」として、「対策本部」および「地域対策本部」との調整を図り、発生農場での殺処分や消毒等の実施、および周辺農場等での緊急検診や移動規制等、法に基づく防疫措置を主導する。
- ・ 地域対策会議や研修会等において、防疫に関する情報を共有化し、関係機関との連携協力により各地域における防疫措置支援体制の維持向上を図っている。
- ・ 所内で、初動対応演習、実務演習、検査対応実習を行うとともに、農林水産省等が行う研修や演習に参加し、職員の危機管理能力の向上を図っている。
- ・ 防疫作業に必要な防護服や消毒薬等の防疫資材を所内に備蓄している。

ウ 事業名 庁舎整備および管理業務

○危機事象

動物用焼却炉煙突から黒煙等噴出、貯蔵タンクから灯油等の漏えい、薬品庫から劇毒物の漏えい等、環境リスクを伴う緊急事態が発生する。

○危機管理の状況

- ・ 環境汚染を伴う事故および緊急事態への対応手順と、事故等による環境影響を防止あるいは軽減する手順をまとめた「環境汚染事故対応マニュアル」を設け、職員への発生時の対応方法の周知と注意喚起のため、所内会議で確認している。
- ・ 病性鑑定では、細菌やウイルスを取り扱うため、世界保健機関が定める基準を満たした検査室を設け、設備面での安全対策を講じている。

監査の意見

① 家畜伝染病の発生に備えた体制の強化について

本件は、畜産課、東近江農業農村振興事務所および家畜保健衛生所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

(10) 南部土木事務所

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 災害対策に関すること（風水害対策）

○危機事象

集中豪雨や台風の大雨による河川の氾濫や増水、土砂災害や冠水による幹線道路等の遮断や暴風による事故が発生した。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（風水害対策編）」に基づき、気象予警報が発令された際には非常配備体制を敷き警戒にあたる。
- ・「滋賀県災害警戒南部地方本部の組織および運営要領」、「滋賀県災害対策南部地方本部の組織および運営要領」により、地方本部等を設けた際の所掌事務等を定めている。
- ・大規模な災害が発生するおそれのある場合は、迅速な情報収集のため住民等からの情報が集中する各市に情報連絡員を派遣することとしている。
- ・災害が発生した際の速やかな対応のため、建設業協会湖南支部との間に「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定」を締結している。
- ・今年度「大規模水害対策タイムライン（防災行動計画）」を策定し、実効性の検証のため、建設業協会湖南支部と共同の実地訓練を開催している。
- ・道路における安全対策として、山岳道路である県道栗東信楽線については、土砂崩落等に特に注意が必要であることから、基準雨量を設け超過した際に事前通行規制（通行止）、近江大橋についても風速25m/sを超えた場合通行止を行うこととしている。また、県道栗東信楽線には交通遮断機を設置していることから操作研修も実施している。

イ 事業名 災害対策に関すること（地震対策）

○危機事象

内陸活断層による地震や南海トラフ地震の発生により、人命、社会資本等県土に大きな被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」に基づき、「滋賀県災害警戒南部地方本部の組織および運営要領」および「滋賀県災害対策南部地方本部の組織および運営要領」に、地方本部を設けた際の所掌事務等を定めている。
- ・震災時の初動体制については、時間外の震災発生を想定し、技術職員の初動パトロールについて定めた「土木交通部等の勤務時間外における大規模地震発生時の初動活動体制計画」、事務職員の初動について定めた「地震防災対策初動マニュアル」等が設けられており、南部管内における配備体制を定め、「滋賀県総合防災訓練」の開催日に実地訓練を行っている。
- ・震度4の地震については、鉄道を渡る跨線橋などの重要橋梁に対し、所員による安全確認を行うこととしている。
- ・被害状況を的確に把握するため、情報連絡員を緊急初動対策班員から選定し、管内各市に派遣することとしている。
- ・長大橋である近江大橋では、「近江大橋通行規制要領」により、震度6弱以上の地震発生時には通行止として緊急点検を行うこと等を定めている。

ウ 事業名 災害対策に関すること（事故対策）

○危機事象

湖上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、毒物劇物事故、大規模火災、林野火災が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）」に基づき、危機を管理することとしている。
- ・土木事務所長が地域防災監を兼務しており、管内の調整会議の中で、情報の共有を図るとともに、「滋賀県事故対策南部地方本部の組織および運営要領」等により、災害応急対策などを実施するための組織および運営について定めている。
- ・全県の取組である「滋賀県総合防災訓練」の中で、各種事故災害への対応訓練を実施している。

エ 事業名 災害対策に関すること（原子力対策）

○危機事象

原子力発電所の事故により、放射性物質が大気中に漏れる。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」により、危機管理を行うこととしている。
- ・土木事務所長が地域防災監を兼務しており、管内の調整会議の中で、情報の共有を図るとともに、「滋賀県災害対策南部地方本部の組織および運営要領」により、災害の応急対策に向けた管内機関の事務および配備体制等を定めている。
- ・県と市町が意見交換や情報共有を行う「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に参加するとともに、管内職員を対象とした福井原子力センターでの防災現地研修を実施し、情報収集と危機に対する知識向上に努めている。

オ 事業名 危機管理に関すること（鳥インフルエンザ、口蹄疫）

○危機事象

鳥インフルエンザ、口蹄疫が発生する。

○危機管理の状況

- ・「南部地域高病原性鳥インフルエンザ対策会議設置要綱」、「南部地域高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」、「南部地域口蹄疫対策本部設置要綱」により、平時における情報共有や、危機発生時に地域防災監を本部長とする地域内の体制および所掌事務を定めている。
- ・全県職員を対象とした防疫演習に参加するとともに、大津・南部農業農村振興事務所と共同で、管内職員を対象とした防疫研修会や管内の鶏舎の視察研修を開催し、職員の対応力養成に努めている。

カ 事業名 危機管理に関すること（新型インフルエンザ）

○危機事象

新型インフルエンザが発生し大流行となる。

○危機管理の状況

- ・医療体制の拡充やパンデミックとなり社会活動が停止しないよう、インフルエンザの流行を緩やかにするための対策等をまとめた「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」により危機を管理することとしている。
- ・「南部地域新型インフルエンザ等対策会議設置要綱」および「南部地域新型インフルエンザ等対策本部運営要綱」を定め、平時における連絡調整や情報共有、新型インフルエンザ発生時等における所掌事務や地域防災監を本部長とする地域内の体制を定めている。
- ・県主催の高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の中で、従事者の感染予防、ウイルス拡散防止、新型インフルの発生防止について研修している。

キ 事業名 危機管理に関すること（国民保護）

○危機事象

弾道ミサイル攻撃や航空攻撃、NBC攻撃（核兵器、生物兵器、化学兵器による攻撃）等の武力攻撃や原子力事業所の破壊や放射能、炭疽菌（炭疽症を引き起こす細菌）、サリン等の大量散布などの緊急対処事態が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県国民保護計画」および「滋賀県国民保護対応マニュアル」により平時の備え、武力攻撃事態等への対処等が定められており、これらに基づき危機管理を行うこととしている。
- ・「滋賀県緊急事態南部地方連絡本部の組織および運営要綱」や「滋賀県国民保護対策南部地方本部および滋賀県緊急対処事態対策南部地方本部の組織および運営要綱」により、地方本部の体制や県本部との連絡調整や情報収集などの所掌事務について定めている。
- ・平成19年度から全県で行っている図上訓練や実動訓練に参加している。

ク 事業名 道路施設の老朽化

○危機事象

老朽化により、橋の崩落、道路照明灯・道路情報板の転倒・落下、法面の崩壊、擁壁の転倒が発生する。

○危機管理の状況

- ・道路パトロールにより施設の変状を確認し、事故防止のため必要な箇所については、緊急対応のために通年の単価契約をしている土木業者および舗装業者により随時補修を行っている。
- ・橋梁については「滋賀県橋梁長寿命化修繕計画」により、計画的に修繕対策を進めている。
- ・平成25年の道路法改定に伴い設けられた国土交通省の「総点検実施要領」に基づき、橋梁や道路照明、道路情報板、法面、擁壁などの点検を行っている。
- ・職員の危機管理能力・意識向上のため、各種点検にかかる講習会・研修会に積極的に派遣している。
- ・万一の事故発生に備え、時間外においても、各市や警察等からの通報が受けられるよう、職員が当番制で緊急連絡用携帯を携行している。

ケ 事業名 道路の維持補修に関すること

○危機事象

落下物や物損事故等による道路構造物の異常や舗装の劣化に起因する事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・道路パトロール等により落下物の回収と施設の変状を確認しており、事故防止のため必要な箇所については、緊急対応のために通年の単価契約をしている土木業者および舗装業者により随時の補修を行っている。
- ・パトロール日報を担当職員全員に回覧することにより情報共有を図るとともに、所内で毎月設けている技術力向上勉強会の中で管理瑕疵事故事例を題材とした勉強会を実施している。
- ・万一の事故発生に備え、時間外においても、各市や警察等からの通報が受けられるよう、職員が当番制で緊急連絡用携帯を携行している。

コ 事業名 建設工事等の入札執行に関すること

○危機事象

入札公告前の案件の内容や入札前の設計金額等が漏えいする。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」や「情報セキュリティ対策チェックシート」を活用し、職員の意識向上に努めている。
- ・開札前の設計図書は箱に入れて回付し決裁を受け、決裁後は開札時まで箱に入れて施錠のできる書庫に保管している。
- ・予定価格書の作成時は手渡しにより設計書を回付し、決裁権者が作成した予定価格書は金庫に保管している。

サ 事業名 建設工事等の入札執行に関すること

○危機事象

積算誤りや入札執行時の電子入札システムの操作誤りなどによる落札決定の取消しの事案が発生した。

○危機管理の状況

- ・積算、設計書作成の中で誤りやすい項目をまとめたチェックシートを作成し、積算者、改算員が確認を行っている。
- ・誤入力防止のため、開札時には経理担当者2名が手順等を確認しながら操作している。
- ・監理課による建設工事等発注事務取扱説明会や電子入札システム操作研修会に参加し、制度やシステム変更などの情報を収集している。
- ・監理課による「間違いやすいポイント30+α」を職員に配布するとともに、所内で、毎月設けている技術力向上勉強会で、積算誤りを題材として取上げ、対策について検討するなど、職員の研修に努めている。

シ 事業名 用地取得および物件移転等損失補償

○危機事象

用地交渉時の相手方との対応において、説明不足や説明の誤りにより、相手方に金銭的な損害を与える。

○危機管理の状況

- ・説明ミスを防止するため、相手方との交渉等においては複数職員で対応することとしている。交渉の内容を記録、保管するため「用地交渉日誌」を作成し、所内で合議することにより情報の共有を図っている。
- ・金銭トラブルの原因となりうる税に関する専門的な質問に対しては、税務署相談の後、回答することとしており、その結果を担当者間で共有することにより知識の研鑽に努めている。

ス 事業名 用地取得および物件移転等損失補償

○危機事象

印鑑証明や住民票、戸籍謄本、相続関係図等、個人情報資料を紛失する。

○危機管理の状況

- ・執務室内への関係者以外の立入りを制限するとともに個人情報記載された資料を机上に放置せず、直接他人の目に触れないよう引き出し等に保管している。
- ・特に印鑑証明書や戸籍謄本、住民票など書面そのものが重要な個人情報といえるものについては、鍵のついたロッカーに保管している。
- ・「職員コンプライアンス指針」や「情報セキュリティチェックシート」を活用し、職員の意識向上に努めている。

セ 事業名 異常気象時の工事現場の安全確保

○危機事象

工事現場内の工事看板やバリケードなどの仮設物飛散等により、通行者が負傷する。

○危機管理の状況

- ・現場のパトロールと請負業者への連絡指示により未然防止を図ることとしており、タイムラインの中で、台風最接近の2日前に対処する項目として位置付け、実効性の確認のため実地訓練も行っている。
- ・万一の事故発生に備え、時間外においても、各市や警察等からの通報が受けられるよう、職員が当番制で緊急連絡用携帯を携行している。

ソ 事業名 事業予定地の適正な管理

○危機事象

用地買収により道路脇の水路に沿って設置されていた塀が取り除かれ、道路が広がったとの錯覚による水路への転落や敷地内での事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・道路拡幅のための用地買収により、建物や舗装、塀などが撤去され、道路脇の形状が変わると通行者の誤認を招き、事故の原因になるおそれがあるため、買収後は、木杭やロープで囲むなどして、工事開始までの間の応急対策を講じて、事業予定地への第三者の立入りを防止している。
- ・所内で、毎月開催している技術力向上勉強会の中で、事故事案を題材として取上げ、対策を検討している。
- ・万一の事故発生に備え、時間外においても、各市や警察等からの通報が受けられるよう、職員が当番制で緊急連絡用携帯を携行している。

タ 事業名 改良工事中の安全管理

○危機事象

改良工事中の仮設走行車線の路面段差により、交通事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・供用中道路の拡幅工事等では、工事中においても通行を確保する必要があるため、仮設走行車線を設けて交通を切り回している。完成途上のため、路面に段差が生じることが多く、アスファルト合材での仮擦り付けを行い、工事看板により通行車両に注意喚起している。
- ・雨や交通の影響でアスファルト合材が飛散することが多いことから、担当職員の立会や道路パトロールで注視し、受注業者に補修対策を指示することにより事故の抑制に努めている。
- ・所内で、毎月、技術力向上勉強会を設けており、事故事案についても題材として取上げ、対策を検討す

るなど、職員の研修に努めている。

- ・万一の事故発生に備え、時間外においても、各市や警察等からの通報が受けられるよう、職員が当番制で緊急連絡用携帯を携行している。

監査の意見

① 危機情報の共有と関係機関との連携強化について

平成25年の台風18号では県内随所で災害が発生したため、数多くの情報が寄せられる市町の中には、人員不足から県への情報伝達に手が回らない状況となり、県機関から情報収集のための人員を派遣して対応したところであり、今年度、危機発生時に情報連絡員を市町に派遣する制度が設けられた。

土木事務所長は、地域調整監として、地方機関等相互の連携や情報共有を一層強化するとともに、地域防災監として、平時、危機発生時を問わず管内市町、関係機関との連携・情報共有を的確かつ適切になされるよう一層調整に努められたい。

② 防護服などの資機材の確保および有効活用について

土木事務所では原子力災害発生時に使用する防護服を保有しているが、これは新型インフルエンザ等の伝染病対策や家畜伝染病対策で用いられる防疫服と同じ機能を持っており、各保健所や家畜保健衛生所が保有している伝染病防疫服も原子力災害時に使用が可能と考えられる。

また、土木事務所が保有する道路管理のための通行止資材や投光器などは、危機発生時において他部局の機関にとっても有用と考えられる。

そこで、地域防災監としての土木事務所長は、各機関が保有している資機材の数量、保管場所、運搬方法等を十分に把握し、管内各機関で情報共有することにより、有事の際に迅速な対応が取れるよう努められたい。

③ 職員の危機管理能力の養成と危機発生時の対応について

本件は、道路課、南部土木事務所および長浜土木事務所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

④ 河川災害を防止・低減するための設備や体制の整備について

本件は、流域政策局、南部土木事務所および長浜土木事務所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

(11) 長浜土木事務所

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 大規模地震に関すること

○危機事象

大規模地震が発生し、管内各地で重要公共土木施設の損壊や、建物等の崩壊、火災の発生、道路交通網の寸断、ライフライン施設の破損により、人命・財産に甚大な被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・大規模地震発生時に、災害警戒湖北地方本部さらに災害対策湖北地方本部を立ち上げ、管内の被害情報収集活動を行い、管内における情報の共有を図り、県本部と連携して迅速な初期対応を行う。
- ・迅速・的確な対応ができるよう地方本部設置運営訓練および緊急初動対策班訓練（時間外・時間内）を実施している。
- ・勤務時間内大規模地震発生時の初動活動訓練を年2回、勤務時間外大規模地震発生時の初動活動訓練を年1回実施している。
- ・管内の市、警察および消防等関係機関との連絡体制や窓口等を定めている。
- ・応援協定に基づき、一般社団法人滋賀県建設業協会（長浜支部・伊香支部）会員との連絡体制を整えている。

イ 事業名 風水害に関すること

○危機事象

大型台風の通過や想定を超える豪雨、洪水により、管理河川の溢水や破堤による浸水被害、土石流、急傾斜地崩壊などが起こり、人命・財産に甚大な被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・風水害にかかる災害発生のおそれが生じた場合等には、県本部と連動して災害警戒湖北地方本部、さらには災害対策湖北地方本部を立ち上げ、迅速な災害対応にあたる。
- ・水防法に基づく「滋賀県水防計画」や長浜土木事務所および長浜土木事務所木之本支所の水防計画書により、観測機器やパトロール等による水防情報の収集や連絡・伝達など各市や水防団の水防活動が円滑に実施できるよう支援する。
- ・水防配備時の具体的な活動内容等について、職員間で検証および情報共有している。また、ダム配備職員に対しては、出水期前にダム管理演習を実施している。
- ・危機発生時の人員配備や関係機関との連絡体制、情報管理、報道等への情報提供等を定めている。
- ・河川堤防の決壊など大規模な災害の発生した際に、応急復旧工事を迅速に行うため、一般社団法人滋賀県建設業協会（長浜支部・伊香支部）と応援協定を締結している。

ウ 事業名 原子力防災に関すること

○危機事象

隣接する福井県に所在する原子力発電施設、または県内における核燃料物質等輸送中の事故により、緊急事態（情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）」、原子力災害時における緊急時モニタリングの体制の整備および緊急時モニタリング実施に関して定めた「滋賀県緊急時モニタリング計画」および「滋賀県災害対策湖北地方本部の組織および運営要綱」などにより管理している。
- ・災害対策湖北地方本部として、県の災害対策本部および関係機関との連絡調整や情報共有、災害予防および災害応急対策を実施する。
- ・原子力防災訓練に職員が参加している。また、管内職員を対象とした研修を実施している。
- ・2箇所の固定式モニタリングポストおよびモニタリング車により、環境放射線モニタリング調査を実施している。

エ 事業名 大規模事故に関すること

○危機事象

管内で、湖上災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、毒物劇物災害、大規模火災、林野火災が発生する。

○危機管理の状況

- ・県内の大規模な事故災害に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧について「滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）」および「滋賀県事故対策湖北地方本部の組織および運営要綱」などにより管理している。
- ・事故対策地方本部として、県の事故対策本部および関係機関との連絡調整や情報共有および災害応急対策などを実施する。
- ・県などが主催する研修に関係職員が参加し、危機管理意識の向上に努めている。
- ・湖北連絡調整会議・幹事課会議で、大規模事故が発生した時の体制や活動について周知を図っている。

オ 事業名 武力攻撃、大規模テロに関すること

○危機事象

武力攻撃や大規模テロにより、住民の生命や財産に重大な危機が生じる。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県国民保護計画」および「滋賀県国民保護対応マニュアル」により管理している。
- ・「滋賀県緊急事態湖北地方連絡本部の組織および運営要綱」や「滋賀県国民保護対策湖北地方本部および滋賀県緊急対処事態対策湖北地方本部の組織および運営要綱」により、管内の体制などを定めている。
- ・地方本部として、県の国民保護対策本部との連絡調整や管内の情報収集等を行う。
- ・湖北連絡調整会議、幹事課会議において、情報や危機管理事案について、情報共有を図っている。

カ 事業名 新型インフルエンザ等に関すること

○危機事象

ほとんどの人が免疫を持たない新型インフルエンザが発生し、感染が拡大する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」により管理している。
- ・平時は「湖北地域新型インフルエンザ等対策会議」において、県対策会議、関係機関および団体との連絡調整、情報の収集および分析、住民への正確な情報提供などを行う。
- ・新型インフルエンザ等が発生もしくは発生の可能性がある場合は、管内の関係機関の認識を統一し、まん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、「湖北地域新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。
- ・県が実施する新型インフルエンザ等対策訓練（連絡訓練）に担当職員等が参加している。

キ 事業名 高病原性鳥インフルエンザに関すること

○危機事象

管内（もしくは県内、近隣府県、国内）の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生する。

○危機管理の状況

- ・鳥インフルエンザの発生に備え、「湖北地域高病原性鳥インフルエンザ対策会議」により、湖北管内の県機関との間で情報共有を図っている。
- ・鳥インフルエンザが発生もしくは発生の可能性がある場合、まん延防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、「湖北地域高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置する。
- ・管内所属を対象とした研修会を湖北農業農村振興事務所と共同で実施している。

ク 事業名 ごみの不法投棄対応

○危機事象

道路区域や河川区域内への不法投棄が、更なる不法投棄を誘発し、地域の生活環境の悪化を招く。

○危機管理の状況

- ・直営や委託、河川管理パートナー等による道路・河川のパトロール等により、不法投棄の早期発見に努めている。
- ・ごみの不法投棄があった場所の情報を職員間で共有している。
- ・不法投棄発見時には、警察や湖北環境事務所、市の環境担当など関係機関と連携し、現場の確認を行うとともに回収処分等の対応を行っている。

ケ 事業名 雪寒対策について

○危機事象

豪雪や雪崩などの凍雪害による交通マヒやライフラインの寸断により、孤立集落の発生や、地域の生活の混乱、経済活動の停止等の障害が発生する。

○危機管理の状況

- ・雪寒期間中、道路状況等の情報を速やかに把握し、迅速かつ的確な除雪活動を行い円滑な道路交通を確保するため、「雪寒対策（除雪）計画書」を定め、管理している。
- ・円滑な除雪等活動が行えるよう、職員を対象に気象（雪）情報収集システムなどの操作研修を実施している。
- ・人家連担区間など除雪車両が円滑に稼働することが困難な区間については、散水融雪施設やロードヒーティングを整備している。
- ・雪寒期間前の管内各市および警察との会議の開催や、接続する他の道路管理者や交通管理者との連携などにより、雪寒期間の円滑な交通の確保を図っている。

コ 事業名 公共工事に伴う濁水対策

○危機事象

工事施工に伴う濁水の流出により広域的かつ甚大な環境および漁業被害が発生する。

○危機管理の状況

- ・「公共工事に伴う濁水対策マニュアル」を定め管理している。
- ・工事現場においては、沈殿池や汚濁防止フェンスを設置するなど、濁水の発生、流出、拡散の抑制に努めている。

- ・工事実施前に工事内容を漁業関係者へ説明し、魚類等への影響が生じないよう助言を得ている。
- ・工事受注者には、工事の実施前に緊急時の連絡系統を定めるよう指示している。

監査の意見

① 危機情報の共有と関係機関との連携強化について

平成25年の台風18号では県内随所で災害が発生したため、数多くの情報が寄せられる市町の中には、人員不足から県への情報伝達に手が回らない状況となり、県機関から情報収集のための人員を派遣して対応したところであり、今年度、危機発生時に情報連絡員を市町に派遣する制度が設けられた。

土木事務所長は、地域調整監として、地方機関等相互の連携や情報共有を一層強化するとともに、地域防災監として、平時、危機発生時を問わず管内市町、関係機関との連携・情報共有を的確かつ適切になされるよう一層調整に努められたい。

② 防護服などの資機材の確保および有効活用について

土木事務所では原子力災害発生時に使用する防護服を保有しているが、これは新型インフルエンザ等の伝染病対策や家畜伝染病対策で用いられる防疫服と同じ機能を持っており、各保健所や家畜保健衛生所が保有している伝染病防疫服も原子力災害時に使用が可能と考えられる。

また、土木事務所が保有する道路管理のための通行止資材や投光器などは、危機発生時において他部局の機関にとっても有用と考えられる。

そこで、地域防災監としての土木事務所長は、各機関が保有している資機材の数量、保管場所、運搬方法等を十分に把握し、管内各機関で情報共有することにより、有事の際に迅速な対応が取れるよう努められたい。

③ 職員の危機管理能力の養成と危機発生時の対応について

本件は、道路課、南部土木事務所および長浜土木事務所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

④ 河川災害を防止・低減するための設備や体制の整備について

本件は、流域政策局、南部土木事務所および長浜土木事務所の共通する課題であるため、「3 総論意見」に一括して記することとする。

(12) 企業庁

対象機関が想定している危機の概要

ア 事業名 水道用水供給事業・工業用水道事業（地震等）

○危機事象

地震による浄水場の被災や管路の脱管等により給水継続が困難となる。

○危機管理の状況

- ・災害の事前対策および大規模地震発生時の初動対策などについて「滋賀県企業庁災害対策要綱」を定め、大規模地震発生時の参集体制や業務内容について「大規模地震発生時における企業庁初動対策マニュアル」を定めている。
- ・大規模地震を想定して全体の災害対策訓練と浄水場毎の訓練を毎年実施している。
- ・震災等による電力停止時にも稼働ができるよう3浄水場に自家用発電装置を整備している。
- ・管路については、連絡管による3浄水場相互の水運用を図っており、また、耐震対策を施した西部幹線および八幡・安土バイパスの布設工事を行っている。
- ・水道鋼管事業者と諸機材や労力等の提供、また、県内建設業者と応急復旧工事について覚書を締結している。
- ・近畿2府5県（福井県を含む）の水道用水供給事業者および近畿2府4県の工業用水道事業者と、震災時等の相互応援について協定を締結している。
- ・現在策定中のアセットマネジメント計画に基づき、管路の老朽化対策と併せ、管路の耐震化を実施する計画である。

イ 事業名 水道用水供給事業・工業用水道事業（漏水）

○危機事象

管路の老朽化を原因とする漏水により、給水停止となる。

○危機管理の状況

- ・事故の事前対策および事故発生時の初動対策などについて、「滋賀県企業庁事故対策要綱」を定め、連絡体制や事故対応などについて「滋賀県企業庁事故対策要綱詳細マニュアル」を定めている。
- ・漏水事故発生時に対応できるよう給水訓練等を実施している。
- ・日常の管理においては、年 4 回の管路パトロールを実施しており、また、専門業者に漏水調査を委託して早期発見に努めている。
- ・水道鋼管事業者と諸機材や労力等の提供について覚書を締結し、県内建設業者と応急復旧工事について覚書を締結している。
- ・現在、アセットマネジメント計画として、管路更新計画、財政収支計画の作成を進めており、受水市町と調整し、管路の更新を進めていく。

ウ 事業名 水道用水供給事業・工業用水道事業（水質対策）

○危機事象

油の流入等により水質異常となり、給水が継続できなくなる。

○危機管理の状況

- ・水質異常について、事前対策や水質汚染時の対策などを「滋賀県企業庁事故対策要綱」で定めている。また、水質異常時の水質検査などについて「滋賀県企業庁事故対策要綱詳細マニュアル」を定めている。
- ・水口浄水場では、油類流出事故への対応として、油臭対応訓練を年 2 回実施している。
- ・ハード面では、自動毒物監視装置や油分監視装置などの水質監視機器を整備している。ソフト面では「滋賀県営水道 水安全計画」を策定し、水質異常時の対応手順を定めている。

エ 事業名 水道用水供給事業・工業用水道事業（新型インフルエンザ）

○危機事象

新型インフルエンザ等の発生、流行により事務事業の継続が困難になる。

○危機管理の状況

- ・新型インフルエンザ発生時においても水道水の安定した給水を行うため、「滋賀県企業庁新型インフルエンザ等対策事業継続計画」を策定している。
- ・感染症流行等の情報を職員間で共有し、感染症の予防について注意喚起を図っている。
- ・業務継続計画に基づく要員リストおよび非常招集計画表を作成している。
- ・感染予防のためのマスクを常備するとともに、新型インフルエンザ発生時には流通の混乱が予想されるため浄水処理に必要な薬品、燃料の保有量を確保している。

オ 事業名 企業庁環境リスクマネジメントシステム

○危機事象

大規模地震による水道用薬品タンク破損や検査用薬品容器破損、水道用薬品や自家発電用燃料の受入時における漏液、計装設備故障等による汚泥水の屋外流出等、周辺地域への環境汚染が発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県企業庁環境リスクマネジメントシステム運用要領」において、水質試験や薬注処理、排水処置、浄化槽管理、非常用電源、受変電管理などの環境関連法令遵守のための手順等を定めている。
 - ・災害対策訓練として環境リスクの高い薬品タンクの破損を想定した訓練を年 1 回実施している。
 - ・法令等に基づく点検を実施し、不良箇所については、修繕で対応している。
 - ・緊急時における受水市町や受水企業等との連絡網などを整備している。
 - ・施設異常が認められる場合は、「滋賀県企業庁事故対策要綱」等により対応する。
 - ・施設外への流出防止のため、吸着マットを常備し、また、流出経路の水路分岐点および集水柵設置箇所
- に土嚢を常置している。

カ 事業名 水道施設の防犯管理

○危機事象

不法侵入者により、浄水場や調整池、ポンプ場への運転の妨害や水質に悪影響を与える行為を受ける。

○危機管理の状況

- ・「防犯監視設備の異常確認時における対応マニュアル」において、浄水場、調整池およびポンプ場に設置されている防犯監視設備の警報発報時の対応および浄水場等における反社会的行動の未然防止対策などを定めている。
- ・また、水質異常が認められた場合は、「滋賀県企業庁事故対策要綱」等により対応する。
- ・不審者の侵入対策として、浄水場の一部覆蓋化に加え、各施設に赤外線センサーや監視カメラ等を整備するなど、防犯対策を講じている。
- ・浄水場が運転不能になった場合を想定し、連絡管による 3 浄水場相互の水運用を図る対策を講じている。

キ 事業名 滋賀県営水道水安全計画

○危機事象

水源汚染、水質基準超過等、水道用水の供給中（水源から蛇口までのすべての過程）において水質に係る事故が発生する。

○危機管理の状況

- ・厚生労働省のガイドラインに基づき、水源から蛇口まですべての過程で発生しうる危害を分析し管理するため、「滋賀県営水道 水安全計画」を定めている。
- ・管理措置や監視方法、管理基準、管理基準逸脱時の対応等が「滋賀県営水道水安全計画」に定めた運用となっているかなどを、原則年 1 回検証している。
- ・水口浄水場では、油類流出事故への対応として、油臭訓練を年 2 回実施している。
- ・水中カメラによる浄水処理状況の確認や薬品注入ポンプの故障時対応のための予備機の設置など未然防止策を講じている。
- ・監視機器や水質検査により、水質監視項目が管理基準値内か確認している。

ク 事業名 滋賀県企業庁財務会計システムの運用

○危機事象

財務会計システムの障害による会計関連業務の停止、機器の故障や誤作動等によるデータ喪失、誤操作やデータの不適正な管理による保護データの漏えいが発生する。

○危機管理の状況

- ・「滋賀県情報処理規程」に基づき「滋賀県企業庁財務会計システム情報セキュリティ実施手順」および「滋賀県企業庁財務会計システム緊急時対応計画書」を定めている。
- ・耐震性に優れ、非常電源設備を備えた情報処理室にシステム機器を設置している。
- ・システム情報について毎日夜間にバックアップを行っている。また、ウイルス対策等について常に最新のパターンファイルでウイルスの存在を検知できるようにしている。
- ・システムトラブル時に保守業者と 24 時間 365 日連絡がとれる体制をとっている。

ケ 事業名 入札・契約事務に関すること

○危機事象

手続の不備や積算誤りにより、入札の中止や落札決定の取消し事案が発生する。

○危機管理の状況

- ・落札決定における入札執行者、入札事務者および立会人のチェック機能が働く手順を定め、また、入札ミス防止のためのチェックリストを作成している。
- ・県監理課主催の発注者説明会に参加し、事例やミス防止方策の知識を取得し、職場において伝達研修を実施している。
- ・担当者間では、過去の事例に係るケーススタディを実施している。
- ・電子入札執行事務に専念できる部屋の確保や大型ディスプレイの導入など、入札作業の環境を改善するよう努めている。

監査の意見

① 耐震化老朽化対策の一層の推進について

企業庁は用水供給事業として各市町へ水道水を供給しており、各浄水場が受け持つ供給エリアも広域であることから、災害時や事故等による断水の影響は極めて大きなものとなる。

このため、現在、管路の老朽化、耐震化対策の工事や浄水場の耐震計画の策定を進められているところであるが、既に供用後40年以上経過した管路が見受けられること、耐震診断の結果、大規模地震発生時には液状化により甚大な被害が見込まれる浄水場もあることから、現在の保有資金を活用して早急に対応を行う必要がある。

② 専門的な知識と技術の伝承について

企業庁は事業開始後40年以上が経過し、企業庁採用の技術職員は創業当初に採用した者が多く、年齢の構成では、34人中24人が50歳以上であり、近い将来、多数の職員が定年退職を迎える。

そこで、今後、技術職員の技術の継承が大きな課題であり、計画的な退職補充や訓練、研修の充実など、「滋賀県営水道 水安全計画」に定める「より高いレベルの安全性を確保し、水道水質の信頼性を維持・向上」のための体制の整備が求められる。

3 総論意見

今回の監査を通じて、各対象機関が想定している危機に対する危機管理の状況から、いくつかの機関に共通して見られる課題が浮かび上がったところであり、それらについて整理したので、以下のとおり意見とする。

(1) 情報の共有と役割の明確化

監査の中で、農作物等や直轄国道が被災した際の国の機関との情報共有が十分でない事例が見受けられた。

県は、発災時に国の機関へ被害状況を報告することとなっているが、国の機関が保有する情報については、県においても情報共有するというシステムになっていない。

また、鳥インフルエンザなど県内で発生事例のない危機事象については、本庁と各地方機関との情報共有が十分でないと思われるものや、さらに、市町との役割分担が明確になっていない事例もあった。

今後、情報共有のためのシステムを構築できるよう本庁においては国の機関等との関係づくりに努めるとともに、地方機関においては、土木事務所長が地域防災監、地域調整監を兼務することから管内の県地方機関や市町、団体等との相互の連携や情報共有が一層密になされるよう努められたい。

(2) 県内産業の継続性の確保について

本県の農水産業振興策として、近江牛や近江しゃも、ピワマス等の特産物の生産に取り組んでいる。

近江牛については、素牛のほとんどを他県から購入していることから、購入先で口蹄疫などの家畜伝染病が発生した場合、素牛の入手が困難となり、産業の継続が危ぶまれる事態となる。

また、近江しゃもについては種卵を、ピワマスについては種卵種苗の生産や親魚の維持を単一施設で行っていることから、鳥インフルエンザ等の伝染病や自然災害が発生した場合、生産が中断、もしくは生産再開が困難な事態となる。

これらについては、県施策が関連産業の経済活動、すなわち農業者や漁業者の生業に直結していることから、和牛子牛の県内生産の拡大やピワマス親魚の分散化などにより、生産基盤を強化するとともに、リスクの分散化を通じて、県内産業の継続性の確保に努められたい。

(3) 家畜伝染病の発生に備えた体制の強化について

万一、鳥インフルエンザや口蹄疫が発生した際には、家畜伝染病のまん延を防ぐため迅速な対応が必要であり、家畜の殺処分や消毒ポイントでの車両消毒などに相当数の人員が必要となる。

家畜保健衛生所や各農業農村振興事務所の家畜防疫員など専門知識のある職員のみでは対応が困難となるため、県では一般行政職員を含めた動員計画を整備している。

現在、研修などを一定実施しているものの、監査時において伝染病発生時における役割分担等についての所属間での認識に相違が見られたことから、動員された一般行政職員の作業が効率的かつ安全に行われるよう、畜産課、家畜保健衛生所ならびに各農業農村振興事務所が連携し、さらなるマニュアルの拡充や研修の充実などを図り、県庁全体の体制強化に努められたい。

特に、口蹄疫の場合、大型家畜である牛が対象となるため、殺処分は薬剤注入によることとなり資格を持った獣医師しか行うことができないという制約がある。

そこで、大規模農場で発生した場合、農林水産省の指針に定められた 24 時間以内に殺処分を終えるためには、獣医師の資格を持つ家畜防疫員が大幅に不足することが予想され、他府県との間で家畜防疫員等の相互応援や、農業団体、獣医師会などとの連携が不可欠であり、引き続きこうした連携協力体制の充実、強化を進め

られたい。

加えて、殺処分された家きんや牛の死体については、指針により 72 時間以内に埋却または焼却等の処分を終えることと定められているものの、現時点では埋却地等の確保が十分でなく、引き続き処分地確保に努められたい。

(4) 職員の危機管理能力の養成と危機発生時の対応について

県は、膨大な県管理道路を所管しており、これらを管理するため、土木交通部や道路課、各土木事務所独自のものを合わせ、危機管理のため数多くの計画やマニュアルを整備し、習熟のための訓練や研修も一定行われている。

しかし、近年、琵琶湖総合開発事業初期に採用された団塊の世代の大量退職に伴い相対的に経験の浅い職員の割合が増加していること、さらに施設の老朽化など新たな危機要因も顕在化していることから、職員の危機管理能力の養成には不断に力を注ぐ必要がある。

については、本庁所管課および各土木事務所が連携し、研修や訓練の一層の充実とともに、既存マニュアルの見直しやダイジェスト版の整備など、職員が迅速かつ適切に対応するための環境づくりを進められたい。

(5) 河川災害を防止・低減するための設備や体制の整備について

県内の河川については、これまでの河川改修により一定規模の雨に対しては安全性が確保されつつあるが、平成25年の台風18号により局地的にもたらされたような河川の流下能力を超える洪水のおそれもあることから、市町が主として行う水防活動や避難勧告といったソフト対策が必須となる。

県は、市町がそれらソフト対策を行うための基礎情報として、自動観測した主要河川の水位情報を随時閲覧可能なシステムを構築しており、更に規定水位を超えた際の水防警報等を発信している。

こうした情報の発信は、市町が行う災害対策に極めて重要であり、市町との連携体制の強化に努めるとともに、前述の水位情報等がより効果的、効率的に伝達されるよう、情報伝達システムの点検や検証を行い、今後ともより一層的確な運用に努められたい。

また、各土木事務所の水防体制は、事業費の縮小による人員減のため、十分な班体制が組めない状況が生じつつあるので、地域防災監を兼ねる土木事務所長は管内の各地方機関の垣根を越えた連携協力により、必要な体制を構築できるよう引き続き取り組むとともに、流域政策局においても本庁各課との調整に努められたい。

4 おわりに

行政の危機管理の目的は、住民の生命・身体・財産に対する重大な被害を防止することにあるが、同時に行政組織（活動）に対する住民からの信頼性の確保という側面があることに留意すべきである。

また、万一、被害が生じた場合、住民の経済、社会活動をできるだけ早く回復するための措置についても、予め考えておくことが重要である。

この監査結果を、単に個別の危機事象の結果に終わらせず、各機関に共通する課題であることを認識し、危機管理の観点から事務事業全般を見直されたい。